

# ChatdeRemote サービス利用規約

## 第1条（目的）

ChatdeRemote サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社アントアント（以下、「当社」といいます。）が提供するインターネットサービスである「ChatdeRemote」及びこれに付帯するサービス（以下、「本サービス」といい、サービスの名称又は内容が変更した場合でも当該変更後のサービスを含むものとします）の利用を目的とする規約の内容及び契約者と当社との間の権利義務関係を定めます。

## 第2条（定義）

本規約で使用する用語の意味は次のとおりとします。

- (1) 利用契約：本規約にもとづき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約。
- (2) 契約者：当社と本規約にもとづく利用契約を締結して本サービスの提供を受けることができる者（利用契約の締結時に、利用契約を締結する主体として登録された会社名・団体名・個人名を指します）。
- (3) 利用者：契約者に所属し本サービスを利用する役員、従業員、従業員に準ずる者。
- (4) 利用月：利用を開始する初月は利用開始日から当月末日までを指し、翌月以降は毎月1日から末日までを指す
- (5) 契約満了日：利用月の末日を指す

## 第3条（本規約の範囲）

1. 本規約は、当社と契約者との間の本サービスに関わる全てに対して適用されます。
2. 本規約外におけるウェブサイト等で説明された内容と異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

## 第4条（申込の方法）

申込方法については、当社が別に定める手続きに従って本サービスの申込みを行います。

## 第5条（利用契約の成立要件）

利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- (1) 本サービスの利用の希望者が本規約に同意すること。
- (2) 第4条に定める申込の情報が当社に到達すること。
- (3) 利用契約の申込者が第36条において定める料金の全部を当社に支払うこと。
- (4) 当社が契約者に対して承諾の意思表示を行うこと。

## 第6条（利用契約の成立時期）

1. 利用契約は、当社の発信した承諾の通知が契約者に到達した時に成立するものとします。
2. 本条第1項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

## 第7条（承諾を行わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) 契約者がこの利用規約に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
  - (2) 契約者が当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
  - (3) 契約者が本サービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 契約者が申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人又はその他の同意権者の同意又は追認がない場合。
  - (5) 契約者が反社会的な団体である場合又は契約者が反社会的な団体の構成員である場合。
  - (6) 本条項の各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
2. 本条第1項の場合には、当社は承諾を行わない旨を契約者に通知しません。

## 第8条（本サービスの利用の開始）

契約者は、第5条及び第6条において定めるところにより本サービス利用契約が成立した時から本サービスを利用することができます。

## 第9条（本サービスの内容）

1. 当社が提供するサービスの内容は、当社のウェブサイト上に別途定めるとおりとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
  - (1) 本サービスについて当社に起因しない不具合が生じる場合があること。また当社に起因しない本サービスの不具合について、当社は一切その責任を免れること。
  - (2) 当社は、本サービスの内容を予告なく変更する場合があること。当社は、このことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないこと。
3. 契約者は、利用契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではないことを承諾します。

4. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

#### 第10条（オプションサービス）

1. 当社は、契約者から特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを第9条の本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、本条第1項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 契約者は、本条第1項にもとづいて当社が契約者に提供するオプションサービスの全部又は一部について、本サービスの更新日（毎月1日）の1ヵ月前までに更新しない旨の申出により将来に向かって契約を終了させることができます。1ヵ月以内の場合は翌契約満了日をもって契約が終了するものとします。
4. 本条第3項に基づいて更新しない旨の申出を行う場合には、当社の定める方式に従って当社に対して通知を行い、当社が契約者に対して受付の連絡を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、更新しない旨の申出の効果は生じません。
5. 本条第4項の受付の連絡は、電子メール・電話等、当社が定める方法を用いてこれを行います。
6. 契約者は、本条において定める更新しない旨の申出を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の当該オプションサービスを利用することができる期間の満了日までの間のオプション利用料金の全部又は一部の償還を受けることはできません。

#### 第11条（再委託）

1. 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。
2. 本条第1項の場合、当社は、当該再委託先（以下、「再委託先」といいます。）に対し、第33条及び第34条の他、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同様の義務を負わせるものとします。

#### 第12条（知的財産権の帰属）

本サービスの利用により利用者が蓄積する個別データを除き、本サービス（本サービスで使用するアプリケーション・ソフトウェアおよび付随するマニュアル等を含む）に関する権利、権原又は利益は契約者に付与されません。またこれらの著作権およびその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

#### 第13条（インターネットへの接続）

当社は、利用者がその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。本サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、又は

専用回線サービス利用契約の締結等、利用者の端末機器をインターネットに接続するための手段を契約者の責任において用意する必要があります。

#### 第14条（経路等の障害）

当社は、本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、契約者が本サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第15条（パスワード等の管理）

1. 利用者は、ChatWork社によって発行されるメールアドレス及びパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。

2. 当社は、本サービスにアクセスしようとする者に対してメールアドレス及びパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」といいます。）を用いる場合には、正しいメールアドレスを構成する文字列と入力されたメールアドレスを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

3. 当社は、ChatWork社によって発行されたパスワード等が不正に使用されたことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。又、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. 契約者は、本条第1項において定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

#### 第16条（過大な負荷を与えることの禁止）

利用者は、当社のサーバー又はその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で本サービスを利用してはなりません。

#### 第17条（契約者と第三者との間における紛争）

契約者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、及びその他一切の紛争について、契約者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

## 第18条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 契約者は、本サービス利用契約にもとづく契約者の地位及び本サービス利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とする契約者の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。
2. 契約者は、当社が別に定める場合を除くほか、本サービス利用契約にもとづいて当社が契約者に提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることができません。

## 第19条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. 契約者は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」といいます。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。
2. 本条第1項の規定は、本サービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
3. 契約者は、本サービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

## 第20条（当社からの連絡）

1. 当社が契約者に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、本条第1項の連絡の内容を契約者が理解しているものとして本サービスの提供及び本サービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等を契約者が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

## 第21条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、本サービスを契約者に提供するにあたり、必要な手続を行うため、又はその他の必要があるときは、電子メール、郵便又はファックス等で契約者に対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 本条第1項により当社が契約者に問い合わせる事項は、当社が本サービスを契約者に提供するために必要なものです。したがって、本条第1項の場合には当社が契約者に求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。

## 第22条（変更の届出）

1. 本サービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
2. 当社は、本条第1項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 本条第1項及び2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本サービス利用契約にもとづく契約者の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本サービス利用契約にもとづく契約者の地位を承継したかたが、本条に定める変更の届出を行ってください。

## 第23条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際して契約者が遵守すべき事項を明らかにするために、この本サービス利用規約とは別に予告なく本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、適切な方法で契約者に知らせます。
2. 当社は、本条第1項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、適切な方法で契約者に知らせます。
3. 契約者は、この本サービス利用規約のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

## 第24条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、契約者について第44条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社が契約者に提供している本サービスを第三者が不正に利用していることが判明した場合は、直ちに無催告でその契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。
2. 契約者は、前項により当社が契約者に対する本サービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、本条第1項にもとづいて当社が本サービスの提供を停止したことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

4. 契約者の利用料金お支払が、支払期日までに確認できなかった場合は、本サービスの利用を停止するものとします。

#### 第25条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、本条第1項において定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を契約者に通知します。
3. 当社は、本条第1項において定める本サービスの廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第26条（本サービスの利用不能）

1. 契約者は、いかなる理由において本サービスを利用することができない事態が日常的に生じうるものであることを了承するものとします。
2. 当社は、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変されたことにより契約者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
3. 当社は本条第1項及び2項に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

#### 第27条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社と契約者の間においては、これを適用しないものとします。
  - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
  - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
  - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本サービス利用契約は、明示、黙示を問わず、本条第1項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

#### 第28条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有

無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

- (1) 天変地変、騒乱、暴動等の不可効力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者等の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者等が遵守しないことに起因して発生した障害
- (7) 本サービス用設備の内当社の製造に係らないソフトウェア（OS, ミドルウェア等）及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制処分その他裁判所の命令若しくは法律にもとづく強制的処分
- (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (12) 本サービスの他の利用者等が、利用規約等の制限を超えた利用を行ったことに起因した障害
- (13) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、本条第 1 項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス自体により契約者又は第三者に生じた損害及び本サービスに関連して契約者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

## 第 29 条（サポート）

1. 当社は、利用契約にもとづいて契約者に提供する本サービスに関する契約者からの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」といいます。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める営業時間内に限り、これを行います。

## 第 30 条（本人確認について）

1. 当社は、契約者からメールで問い合わせを受けたときは、回答にあたって特に本人確認を行いません。
2. 当社は、契約者からメールで何らかの問い合わせを受けた場合において、これに回答しなかったことにより

契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第31条（ログの非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社が契約者に提供する本サービスに対するアクセスの状況の記録（以下、本条において「ログ」といいます。）の内容を契約者に知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容を契約者に知らせないことによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第32条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、本サービスのデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、本サービスのデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、本サービスのデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによって契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、本サービスのデータ等の毀滅に備えて定期的に関連するデータをダウンロードすることを契約者に強く推奨します。

### 第33条（秘密保持）

1. 当社は、本サービス遂行のため利用者等より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、利用者等が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏えいしないものとします。ただし、利用者等からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 利用者等から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や、秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 本条第1項の定めにかかわらず、当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は官公署に対し開示することができるものとします。この場合、当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を利用者等に通知するものとし、開

示前に通知を行うことが出来ない場合には開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 当社は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 当社は、利用者等より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下、本条において「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め利用者等から書面による承諾を受けるものとします。

5. 本条第4項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者等から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 当社は、利用者等の要請があったときは資料等（複製等した秘密情報を含みます）を利用者等に返還し、秘密情報が利用者等設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合には、これを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

### 第34条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービス遂行のため利用者等より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下、同様とします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏えいしないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、第33条第4項及び第7項の規定を準用するものとします。なお、当社は、利用者の個人情報を、別途定める当社の「当社における個人情報の取り扱いについて」に準じ、適切に取り扱うものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

### 第35条（事例掲載）

当社は利用者の本サービスの宣伝・広告のために、利用者の本サービス利用事例を当社ホームページ等に掲載することができるものとします。この場合、当社は利用者等に対し、掲載内容を事前に確認するものとします。

### 第36条（料金の種類）

1. 契約者は、利用を開始する初月は利用開始日から当月末日まで、もしくはその翌月以降の当月1日から当月末日までの利用月の基本サービスの利用に関する月額利用料金を、当社が定めた支払期日までに支払うものとします。

2. 契約者が第10条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、本条第1項において定める料金のほか、オプション月額利用料金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランを利用する契約者について、本条第2項において定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、本条第2項において定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払ってください。
4. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、契約者がこれを負担するものとします。
5. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、契約者がこれを負担するものとします。
6. 本条の規定は、第42条の定めるところにより本サービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。

### 第37条（料金の価格）

1. 当社は、第36条において規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、適切な方法でこれを契約者に知らせます。
2. 当社は、本条第1項により定めた料金の価格を事前の予告をもって変更することがあります。変更された料金の価格は、適切な方法でこれを契約者に知らせます。

### 第38条（料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際に第5条第3項にもとづいて料金の支払方法として、当社の銀行預金口座へ振込むものとします。
2. 当社は、特定の契約者について、本条第1項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

### 第39条（料金の支払時期）

料金は、当社が定めた支払期日までに支払うものとします。

### 第40条（遅延利息）

1. 契約者は、本サービスの利用料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、遅延利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合、遅延利息は支払いを遅延した全額に対し年14.5%の割合で発生するものとします。
2. 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てします。

#### 第4 1条（契約期間）

1. 契約者は、月の途中で本サービス利用契約が成立した場合であっても、1ヶ月契約の利用契約を締結するものとします。
2. 本サービスの契約期間は、利用開始月を起算月とした月単位として当月末日をもって満了とします。
3. 本条第3項の規定は、次条の定めるところにより更新された本サービス利用契約にこれを準用します。
4. 本サービスは、本サービス利用開始月より6ヶ月間を最低利用期間とし、最低利用期間より以前に本サービスの解除を行っても、支払った料金は返還しないものとします。

#### 第4 2条（本サービス利用契約の更新）

1. 第3 6条第1項において定める料金の支払方法での本サービス利用契約の更新については、本条において定めるところに従います。
2. 本サービス利用契約は、お客様が解除の申し出をされない限り自動更新するものとします。

#### 第4 3条（契約者の行う解除）

1. 契約者は、本サービスの解約を希望する契約満了日（毎月末日）の前月末日までに更新しない旨の申出により将来に向かって契約を終了させることができます。1ヵ月以内の場合は翌契約満了日をもって契約が終了するものとします。
2. 本条第1項に基づいて更新しない旨の申出を行う場合には、当社の定める方式に従って当社に対して通知を行い、当社が契約者に対して受付の連絡を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、更新しない旨の申出の効果は生じません。
3. 本条第2項の受付の連絡は、電子メール・電話等、当社が定める方法を用いてこれを行います。
4. 契約者は、本条において定め更新しない旨の申出を行った場合であっても、すでに当社に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等のすべての償還を受けることはできません。

#### 第4 4条（当社の行う解除）

1. 当社は、契約者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービス利用契約の解除を行うことができます。
  - (1) 契約者が、この本サービス利用規約の定める義務に違背した場合。
  - (2) 契約者が所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手又はその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
  - (3) 契約者について破産手続又はその他の倒産手続が開始した場合。

- (4) 契約者が、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (5) 契約者が反社会的な団体である場合又は契約者が反社会的な団体の構成員である場合。
  - (6) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条において定める解除を行ったときは、その本サービス利用契約は、その解除の通知が契約者に到達した日をもって終了するものとします。
  3. 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、その契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第45条（準拠法）

本サービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

#### 第46条（裁判管轄）

本サービス利用契約に関する訴えについては、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

#### 第47条（紛争の解決のための努力）

本サービス利用契約にもとづく権利又は法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

#### 第48条（本サービス規約の改定）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、契約者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合、料金その他の提供条件は変更後の利用規約に拠ります。
2. 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除き、当社のウェブサイト上に掲載した時点より、効力を生じるものとします。

#### 付則

この規約は、2023年11月15日から施行される。

2022年11月1日制定

#### 改定

2023年11月15日改訂